

香川県出先機関事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

香川県知事 池 豊 人

香川県規則第90号

香川県出先機関事務決裁規則等の一部を改正する規則

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第1条 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項					別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項				
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 次長 課長等	課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 次長 課長等
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
用地管理課	1～14 略	(1)～(15) 略	(16) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、敷地と道路との関係の特例を認めること。（政137条の12第11項）	略	用地管理課	1～14 略	(1)～(15) 略	(16) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、敷地と道路との関係の特例を認めること。（政137条の12第6項）	略
	15 建築基準法関係事務 法…建築基準法 政…建築基準法施行令 条…建築基準法施行条例	(17) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、道路内の建築制限の特例を認めること。（政137条の12第12項）	略			(17) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、道路内の建築制限の特例を認めること。（政137条の12第7項）	略		
		(18)・(19) 略	略			(18)・(19) 略	略		
	16～25 略	略	略	略	16～25 略	略	略	略	略
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項									
1～31 略									
32 土木事務所	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等	32 土木事務所	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等
	1～18 略	(1)～(15) 略	(16) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、敷地と道路との関係の特例を認めること。（政137条の12第11項）	略		1～18 略	(1)～(15) 略	(16) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、敷地と道路との関係の特例を認めること。（政137条の12第6項）	略
	19 建築基準法関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…建築基準法								

政…建築基準法 施行令 条…建築基準法 施行条例	(17) 建築物の大規模の修繕又は大規 模の模様替について、道路内の建築 制限の特例を認めること。 (政 <u>137</u> 条の12第12項) (18)・(19) 略	略	政…建築基準法 施行令 条…建築基準法 施行条例	(17) 建築物の大規模の修繕又は大規 模の模様替について、道路内の建築 制限の特例を認めること。 (政 <u>137</u> 条の12第7項) (18)・(19) 略	略
20~26 略			20~26 略		
33 略			33 略		

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
別表第2（第3条関係） 1～35 略	別表第2（第3条関係） 1～35 略	別表第2（第3条関係） 1～35 略
36 特例条例別表第2の36の 項の規則で定める書類 略 (1)～(5) 略 (6) 政令第131条の2第2項及び第3項、 <u>第137条の12第11項</u> 及び <u>第12項</u> 並びに第137条の16第2号の規定による認定 の申請に係る書類 (7) 略	36 特例条例別表第2の36の 項の規則で定める書類 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）及び建築基準法 施行条例（昭和30年香川県条例第8号。以下この項において「条例」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) 政令第131条の2第2項及び第3項、 <u>第137条の12第6項</u> 及び <u>第7項</u> 並びに第137条の16第2号の規定による認定 の申請に係る書類 (7) 略	36 特例条例別表第2の36の 項の規則で定める書類 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）及び建築基準法 施行条例（昭和30年香川県条例第8号。以下この項において「条例」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) 政令第131条の2第2項及び第3項、 <u>第137条の12第6項</u> 及び <u>第7項</u> 並びに第137条の16第2号の規定による認定 の申請に係る書類 (7) 略
37 略	37 略	37 略

(建築基準法施行細則の一部改正)

第3条 建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
目次 第1章～第3章 略 第4章 定期報告等（第16条～ <u>第18条の2</u> ） 第5章～第8章 略 附則 (確認申請手数料等の免除又は減額) 第7条 略 (1) 略 (2) 法第18条第38項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第 2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで（これらの規定のた	目次 第1章～第3章 略 第4章 定期報告等（第16条～ <u>第18条</u> ） 第5章～第8章 略 附則 (確認申請手数料等の免除又は減額) 第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該 各号に定める手数料を免除する。 (1) 略 (2) 法第18条第38項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第 2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで（これらの規定のた	目次 第1章～第3章 略 第4章 定期報告等（第16条～ <u>第18条</u> ） 第5章～第8章 略 附則 (確認申請手数料等の免除又は減額) 第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該 各号に定める手数料を免除する。 (1) 略 (2) 法第18条第38項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第 2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで（これらの規定のた

だし書に限る。) 及び第16項、第51条ただし書、第52条第6項第3号、第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項から第4項まで、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第58条第2項、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第6項及び第7項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項、第87条の2第1項並びに第87条の3第6項及び第7項(これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、令第137条の12第11項及び12項並びに条例第8条ただし書(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定(以下「許可等」という。)に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 条例別表515の項から561の4の項まで、570の2の項、570の3の項、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

だし書に限る。) 及び第16項、第51条ただし書、第52条第6項第3号、第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項から第4項まで、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第58条第2項、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第6項及び第7項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項、第87条の2第1項並びに第87条の3第6項及び第7項(これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、令第137条の12第6項及び7項並びに条例第8条ただし書(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定(以下「許可等」という。)に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 条例別表515の項から561の4の項まで、570の2の項、570の3の項、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。